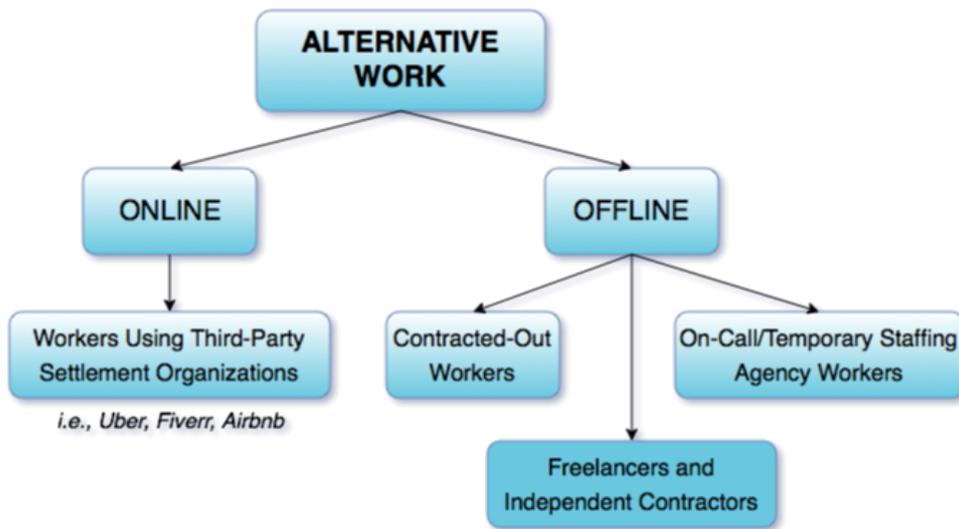


1. 「不安定」な働き方の人々

On-Call worker（オンコールワーカー）、Freelancer（フリーランサー）



資料) Lynsey Grosfield 作成

2. 「不安定」な働き方への対抗運動@小売業

小売業における「不安定」な働き方・・・

- ・その要因、熟練の解体とパートタイムへの切り換え
- ・その結果、低賃金化、「ジャスト・イン・タイムなスタッフ配置」による「オンコールワーク」の拡大、経費削減をもとめて外部化とフランチャイズの拡大

小売業における対抗運動・・・

① 立法キャンペーン

2017年、ニューヨーク市の条例「Fair Work Week：公正な週労働時間」法を制定
スケジュールの事前の通告とオンコール・スケジュールの禁止
小売業とファストフードで働く労働者を対象

② 啓発キャンペーン

ソーシャル・メディアやデモなどを活用

③ 小売業の国内外でのサプライチェーン・ネットワーク

とりわけウォールマート：Walmart の周辺のネットワークで、小売店、倉庫・物流、生産（例えば、バングラデッシュの縫製女性労働者）の労働者の連合体

3. 「フリーランサーズ・ユニオン」のとりくみ

健康保険や年金、職業訓練機会を提供する権利擁護団体

2016年、ニューヨーク市の条例「Freelance Isn't Free：フリーランスはタダではない」を制定。この条例は・・・

(1) 報酬が4カ月にわたって少なくとも800ドルの契約に関しては、書面での契約が必要である。

(2) 条例違反があった場合、ニューヨーク市労働基準局長（director of the office of labor standards）に申立てる。発注者は、苦情の申立通知から20日以内に、報酬支払の有無の回答義務がある。発注者から回答がない場合、フリーランサーが提訴した時に、裁判官は発注者が違反していると推定する。

(3) ニューヨーク市は裁判支援プログラムを創設

(4) 期日どおりに満額の支払いがなかった場合、フリーランサーは訴訟を起こして、勝訴したら2倍の賠償金と、弁護士費用などを受け取れる。

参考)

・オンコールワーカーの条例制定に取り組んだ労働組合は以下のとおり

Retail, Wholesale and Department Store Union：小売・卸売・百貨店労働組合

・オンコールワーカーの条例制定に取り組んだラテン系の地域団体は以下のとおり

Make the Road New York

・上記のMake the Road New Yorkを記録したドキュメンタリー映画は以下のとおり

映画『ニューヨーク、ジャクソンハイツへようこそ』（監督：フレデリック・ワイズマン）

・『2. 「不安定」な働き方への対抗運動』は、以下の論文から引用

LUCE, Stephanie. 2013 “Global Retail Report”, UNI Global Union.

・『3. 「フリーランサーズ・ユニオン」のとりくみ』は以下の論文を参考

KING, W. Martha. 2014 “PROTECTING AND REPRESENTING WORKERS IN THE NEW GIG ECONOMY: The Case of the Freelancers Union,” *New Labor in New York: Precarious Workers and the Future of the Labor Movement*.

・フリーランスの条例は以下のとおり

<https://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/307-17/freelancers-aren-t-free-mayor-first-nation-protections-freelance-workers>